

愛媛県農林水産研究所果樹研究センター高圧ケーブル取替修繕業務仕様書

1. 業務概要

本業務は、果樹研究センター本館に設置されている高圧ケーブルが設置後 26 年を経過し、経年劣化が進行していることから、漏電や停電事故等を未然に防止するため、既存高圧ケーブルの取替修繕を行うものである。

また、端末処理部分についても劣化が確認されていることから、これらを含めて適切に修繕し、電気設備の安定した運用を確保するものである。

2. 施工内容

設計書のとおりとする。

3. 作業一般

- (1) 作業は愛媛県農林水産研究所果樹研究センター総務室職員（以下、「職員」という。）の指示のもとに実施すること。
- (2) 業務の実施に先立ち、実施体制、工程表、緊急時における連絡先等業務を適正に実施するために必要な事項を取りまとめた計画書を作成し、職員の承認を受けること。
- (3) 実施にあたっては、現場の安全と研究所運営に十分留意し、職員と緊密な連絡を保ち、事前に打合せを行うこと。
- (4) 事故発生の際は応急の処置を講ずると共に速やかに職員に通報し、その指示に従うこと。
- (5) 作業に従事する要員は十分な経験と技能を有する者とする。
- (6) 実施責任者は常に自己の連絡先を明らかにし、作業の進行に支障のないようにすること。
- (7) 作業に必要な電力及び用水は無償で使用可能であるが、節約に努めること。
- (8) 作業に必要な材料、接続ケーブル、工具及び消耗品の一切は請負者の負担とする。
- (9) 火災予防には特に注意し、所定の場所以外での喫煙及び火気の使用は絶対に行わないこと。
- (10) 荷物の搬出入にあたっては、そのつど係員に申し出てその指示に従うこと。
- (11) 作業範囲外の場所には立ち入らないこと。
- (12) 工程を変更するときは、職員の承認を受けること。
- (13) 作業の際に建築物等に損傷を与えないよう十分留意のうえ改修することとし、万が一損傷させた場合は、速やかに係員に申し出て協議を行い、請負者の負担において

て復旧させること。

- (14) 業務の実施に伴い発生した廃材等の処理は、関係法令を遵守し適正に処理すること。

4. 提出書類

以下の書類を提出すること。

なお、(1) と (2) は作業前、(3) は速やかに提出すること。

- (1) 作業工程表
- (2) 体制表
- (3) 改修写真（作業前、作業中、作業後）